

北空知衛生センター組合公印規程

昭和41年4月19日
組 合 訓 令 第 1 号

改正 昭和42年 6月18日組合訓令第1号
昭和43年 3月 5日組合訓令第1号
平成13年 9月 1日組合訓令第1号
平成17年12月26日組合訓令第1号
平成19年 3月30日組合訓令第1号
令和 8年 5月18日組合訓令第2号

第1条 北空知衛生センター組合（以下「組合」という。）に関する公印は、この規程の定めるところによる。

第2条 公印は次のとおりとする。

- (1) 組合之印
- (2) 組合長之印
- (3) 組合長職務代理者之印
- (4) 会計管理者之印

(平17組合訓令1、平19組合訓令1・一部改正)

第3条 公印のひな形、書体、寸法、用途、個数及び管理責任者は別表のとおりとする。

(平17組合訓令1、令8組合訓令2・一部改正)

第4条 本規程に定めるものを除くほか、公印の管理、調製、改刻、廃棄及び使用については、深川市公印規程（昭和38年深川市訓令第2号）に規定する深川市の例による。

(令8組合訓令2)

第5条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱いについて必要な事項は、組合長が別に定める。

(令8組合訓令2)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年6月18日組合訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年3月5日組合訓令第1号）

この規程は、昭和43年3月1日から適用する。

附 則（平成13年9月1日組合訓令第1号）

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成17年12月26日組合訓令第1号）

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日組合訓令第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和8年5月18日組合訓令第2号）

この規程は、令和8年5月18日から施行する。

別表（第3条関係）

公印名	ひな形	書体	寸法	用途	個数	管理責任者
北空知衛生センター組合之印	い	てん書	方25 ミリメートル	公文書用	1	事務局長
北空知衛生センター組合長之印	ろ	てん書	方21 ミリメートル	公文書用	1	事務局長
					1	深川市市民生活課長
					1	深川市多度志支所長
					1	妹背牛町住民課長
					1	秩父別町住民課長
					1	北竜町こども・くらし応援課長
					1	沼田町住民生活課長
北空知衛生センター組合長職務代理者之印	は	てん書	方18 ミリメートル	公文書用	1	事務局長
北空知衛生センター組合会計管理者之印	に	てん書	方18 ミリメートル	公文書用	1	会計管理者

備考：管理責任者のうち構成市町の職員は、組合併任職員とする。

い

北 空 知
衛生センター
組 合 之 印

ろ

北 空 知 衛 生
セ ン タ ー
組 合 長 之 印

は

北 空 知 衛 生
セ ン タ ー
組 合 長 職 務
代 理 者 之 印

に

北 空 知 衛 生
セ ン タ ー 組 合
会 計 管 理 者
之 印